

統計法施行令の一部を改正する政令 要綱

第一 別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別表第一関係）

第二 別表第二の二の項に規定する国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計の目的及び調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別

表第二関係）

第三 この政令は、令和三年一月一日から施行すること。ただし、別表第二の二の項上欄の改正規定は、令和四年一月一日から施行すること。（附則関係）